

## 捕獲実施計画書

年度	振興局名	地域名
令和 5 年度 (2023 年度)	日高	浦河様似

## 【基本情報】

No.	住所等	土地所有者	メッシュ番号
1	様似郡様似町大泉 (道有林 42, 43, 56 林班)	北海道	ケ 1 0 3
2	様似郡様似町旭 (道有林 92~96 林班)	北海道	ケ 1 0 2

## 【捕獲事業の目標】

様似町においては、令和 3 年度 (2021 年度)、シカによる農林業被害額は約 1,200 万円で、日高管内全体における被害額 4 億 4,800 万円の約 3%となっているが、北海道環境生活部が作成している「エゾシカ狩猟情報マップ」によると、令和 3 年度 (2021 年度) において、夏~秋のシカの密度指標に当たるライトセンサス観察頭数 (頭/10km) は、「中密度」とされる「50~100」であり、また、初冬~越冬期のシカの密度指標に当たる SPUE (狩猟努力量当たりの目撃数 頭/人日) は「5.9」となっており個体数調整のためにシカの捕獲を推進する必要がある。

当地区については、日高山脈の西南部に位置し、低標高にも関わらず植生は固有種などが多く保全の必要な地域であるが、越冬地調査でエゾシカはアポイ岳の低標高区域 (380m 以下) を頻繁に利用している事が確認された。それより上部は針葉樹が十分生育しないため積雪深に関らず利用が困難であると考えられる。特に積雪期には、陽当たりが良く積雪が非常に少なくなる南斜面にエゾシカが集中し、そのような場所では、下層植生の衰退が著しく進行している。

## 【地区の概況】

条 件	状 況
生 息 状 況	<ul style="list-style-type: none"><li>シカは通年生息しており、町、鳥獣保護監視員、地元有識者等からの情報により、冬季には数百頭程度が越冬しているとみられている。</li><li>当該地区周辺ではスレジカが多く、鳥獣保護区への逃避が目立つ。</li></ul>
地 形	<ul style="list-style-type: none"><li>それぞれの地域は河川流域沿いに林道がある谷型の地形で、積雪期にエゾシカが集中している。</li><li>冬季は除雪が入ることから作業道が整備されており、捕獲個体の搬出も容易である。</li></ul>
餌 資 源 量	<ul style="list-style-type: none"><li>冬季以外は牧草、冬季はミヤコザサが主な餌資源となっていると見られ、通年生息できる餌資源が存在すると思われるが、一部では林床植生の衰退が見られる。</li></ul>
周辺 環境	<ul style="list-style-type: none"><li>希少動植物</li><li>付近では、希少野生鳥獣の生息情報がある。</li><li>人間活動</li><li>森林内には作業道が設置されている。関係者以外の立入は制限されている。</li></ul>
そ の 他	

別記第 4 号様式

【猟法・捕獲手法】

- ・ 付近に希少野生鳥獣が生息及び国定公園があることから、銃猟による捕獲が困難であるため、わな猟による捕獲を行う。  
また、止めさしについては、空気銃又は電気止め刺し機により行う。
- ・ わな設置後、想定した捕獲成果が見込まれない場合は、誘引方法、わなの構造等を検証し、必要に応じて捕獲手法の改善又は刷新を検討する。

猟法(捕獲手法)	実施期間	場所	目標頭数	考え方
くくりわな (50 基程度)	事業開始～3月中旬 ( <u>わな稼働日数：50 日以上</u> )	様似郡様似町大泉 及び 様似郡様似町旭 (別添位置図参照)	75 頭 以上	想定越冬数 300 頭×25%

※ 3 月には地面の凍結が融解して現地作業が困難になる可能性があるため、捕獲実施時期は、原則として 2 月末までとする。

【実施体制】

- ・ 捕獲事業について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。
- ・ 事業計画や事後検証について、関係機関からなる調整会議を設置し、意見交換を行う。

区 分	内 容
くくりわな	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ わな設置場所は、天候の変化やエゾシカの行動に合わせて、事業対象地域内において、より捕獲される場所に適宜移動することとする。</li> <li>・ わな設置場所及びその周辺に餌をまき、エゾシカの誘引をする。</li> <li>・ <u>わな設置数は 50 基程度、わな稼働日数は 50 日以上とする。</u></li> <li>・ くくりわなは 1 日 1 回以上見回りを行う。</li> <li>・ シカ以外の動物が錯誤捕獲された場合は、日高振興局に連絡の上、放獣する（アライグマは除く）とともに、捕獲の認知から放獣までの経緯を記録する（様似町において駆除対象としている鳥獣又は種類の判別が困難な動物の場合は、日高振興局及び様似町に連絡し、指示に従って対応する）。</li> <li>・ ヒグマの錯誤捕獲及びわなで捕獲したシカによるヒグマの誘引を防ぐため、周辺でのヒグマの活動状況に注意してわなを運用する。</li> <li>・ わなには、事業者名若しくは捕獲従事者名、住所、従事者証の交付者名、委託元、実施期間、及び捕獲しようとする鳥獣の種類を記載した標識を見やすい場所に設置するとともに、わな設置場所への道の入口等、入込者や地域住民にわかりやすい場所に注意喚起標識を設置し周知する。</li> </ul>

別記第 4 号様式

【関係法令、規制等】

規制内容	根拠法令等	概要	申請先	備考
入林・町有地貸付許可		道有林への入林	日高振興局林務課	
保安林内作業許可	森林法	わな設置に伴う土地の形質の変更	日高振興局林務課	

【有効活用】

- ・ 捕獲個体については可能な限り有効活用する。
- ・ 捕獲個体は、捕獲場所において止め刺し後、速やかに有効活用先に引き渡す。
- ・ ペットフード原料として利用できない個体が発生した場合は、一般廃棄物として適切に処理する。

〈受入可能な処理施設〉

区分	対象	主な搬出先	住所
食肉活用	生体・健康・食肉利用可能な個体で頭数がまとまった場合	食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可を受けた施設であり、かつ道が策定した「エゾシカ衛生処理マニュアル」等を踏まえ、捕獲個体の衛生的な処理に努めている事業者の施設（道によるエゾシカ肉処理施設認証制度による認証施設を優先するが、認証施設以外であっても、HACCP に基づく衛生管理やトレーサビリティに取り組む施設での有効活用に配慮する）。	
	生体・健康・食肉利用可能な個体で頭数が少ない場合	同上	
ペットフード原料	食肉利用には適さないが、ペットフード原料に適する個体	愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく製造業者の届出を行っている事業者	
一般廃棄物処理	ペットフード原料として利用できない個体	原則、事業者により焼却処理を実施。	

【アライグマの捕獲があった場合の対応】

くくりわなの架設は、特定外来生物であるアライグマが捕獲される可能性があることから、事業者は北海道に対し鳥獣法に基づくアライグマの捕獲許可申請を行い、あらかじめ許可証の交付を受け、捕獲があった場合には適切に処分する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 位置図（日高・浦河様似地域）



実施区域（日高・浦河様似地域）

